

## にほんごきょういく 日本語教育について

ちほうこうきょうだんたい にほんごきょういくすいしんほう もと くに てきせつ やくわり  
地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割

ぶんたん ふ ちいき じょうきょう おう にほんごきょういく すいしん かん しさく  
分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策

さくてい じっし せきむ ゆう  
を策定、実施する責務を有する。

れいわ ねん がつ にちかくぎけつてい にほんごきょういく すいしん かん しさく そうごうてき  
※令和2年6月23日閣議決定「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ

こうかてき すいしん きほんてき ほうしん  
効果的に推進するための基本的な方針」より

## おかやまし す がいこくじんしみん にほんごきょういく げんじょう 岡山市に住む外国人市民の日本語教育の現状について

がいこくじん ようじ じどう せいと たい にほんごきょういく  
①外国人の幼児、児童、生徒に対する日本語教育

がいこくじんりゅうがくせい たい にほんごきょういく  
②外国人留学生に対する日本語教育

はたら がいこくじん たい にほんごきょういく  
③働いている外国人に対する日本語教育

ちいき にほんごきょういく  
④地域における日本語教育